

住民税均等割のみ課税世帯・低所得の子育て世帯を支援

エネルギー・食料品価格などの物価高騰による影響を踏まえ、家計への影響が大きい世帯に対して給付金が支給されます。

住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金

支給額

1世帯当たり10万円

対象

令和5年12月1日(基準日)に、旭市に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯

○世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税である世帯

○令和5年度住民税が、均等割のみ課税の人と非課税の人で構成される世帯

※住民税が課税されている子や親などに扶養されている人のみの世帯や、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金を受給している世帯は対象外。

手続き

確認書による手続き

給付金の対象となる世帯には、確認書を送付しています。内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してく

ださい。

申請書による手続き

確認書が届いていない住民税均等割のみ課税世帯は、申請が必要です。申請書は市役所、海上庁舎、旭市保健センター、ひかた市民センター、旭市社会福祉協議会のほか、市ホームページからダウンロードできます。

〈共通事項〉

提出期限／4月30日(火) ※消印有効。

提出方法／郵送か持参 ※混雑緩和のため、郵送による提出に協力してください。

低所得の子育て世帯に対する給付金(こども加算)

支給額

18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童1人当たり5万円

対象

令和5年12月1日(基準日)に、旭市に住民登録があり、次の全

てに該当する世帯

○住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金(家計急変世帯を除く)か、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金を受給している

○同一世帯に18歳以下の児童がいる

※住民税が課税されている子や親などに扶養されている人のみの世帯は対象外。

手続き

原則、手続きは不要です。対象となる世帯には、3月中に通知が届きます。

申し込み・問い合わせ先

〒289・2595 旭市ニの2132 物価高騰対応重点支援給付金担当窓口(社会福祉課 社会班内)
場所：市役所1階 歴史を学ぶ場
受付時間：平日の午前9時～午後4時

☎62・5376

加入区分が変わったときは 国民年金の届け出を

就職や退職、結婚などで国民年金の加入区分が変わったときは、届け出が必要です。マイナポータルから利用者登録をすると電子申請ができます。

国民年金の種類・役割

国民年金には、老後の生活資金となる老齢年金のほか、心身に障がいがある人のための障害年金、働き手を亡くしたときに家族が受給する遺族年金などがあります。厚生年金保険の加入者を除き、20歳になると日本年金機構から国民年金への加入を知らせる通知が届きます。

加入区分

第1号被保険者／自営業者、学生、フリーアルバイト、無職の人など

第2号被保険者／厚生年金保険や共済組合に加入している会社員など

第3号被保険者／第2号被保険者に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者

届け出が必要なき	異動の内容	届け出先
60歳未満の人が退職したとき(厚生年金保険や共済組合加入者の場合)	第2号→第1号(第3号に該当する場合を除く)	保険年金課
厚生年金保険などに加入している配偶者の扶養になっている人で、 ●配偶者が ・退職したとき ・65歳になったとき ・死亡したとき ●配偶者の扶養から外れたとき ●配偶者と離婚したとき	第3号→第1号	
就職したとき	第1・3号→第2号	勤務先
配偶者の扶養に入るとき	第1・2号→第3号	配偶者の勤務先

問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班(☎62-5332)